



島根県報

平成26年9月19日（金）

第2,633号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害者支援施設の指定	（ 〃 ）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業廃止の届出	（ 〃 ）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害者支援施設の指定の辞退	（ 〃 ）	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 一般相談支援事業者の指定	（ 〃 ）	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 一般相談支援事業の廃止の届出	（ 〃 ）	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の名称の変更	（ 〃 ）	7
平成26年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（食料安全推進課）	7
土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	8
土地改良区の清算人の退任の届出	（ 〃 ）	8
解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	9
保安林予定森林	（ 〃 ）	9

【公 告】

証票の紛失	（税 務 課）	10
基本測量の実施	（用 地 対 策 課）	10
公共測量の実施（2件）	（ 〃 ）	10
公共測量の終了	（ 〃 ）	11

【特定調達公告】

運転免許証作成システムの賃貸借及び保守業務委託並びに導入業務委託並びに I Cカード基体等免許証作成用消耗品調達に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	11
---	-----------	----

【教委公告】

平成27年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の実施	（学 校 企 画 課）	13
---------------------------------	-------------	----

【正 誤】

平成23年3月31日付け島根県報号外第75号中	（教育庁総務課）	15
-------------------------	----------	----

告 示

島根県告示第524号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人真和会	就労継続支援A型	櫻苑	安来市植田町226番地10	平成26年4月1日
NPO法人えんJOY	居宅介護	ヘルパーステーションえんJOY	大田市久手町刺鹿2581番地3	平成26年4月1日
特定非営利活動法人IZUMO自立支援センター	就労継続支援B型	就労支援事業所すばる	出雲市天神町869番地天神ビル301	平成26年4月1日
社会福祉法人金太郎の家	居宅介護 同行援護	金太郎の家障がい福祉サービス	出雲市斐川町学頭1463番地7	平成26年4月1日
社会福祉法人桑友	就労継続支援B型	まるべりー松江	松江市天神町93	平成26年4月1日
社会福祉法人いわみ福祉会	共同生活援助	ハートネットミレ青山	江津市二宮町神主1964番地31	平成26年4月1日
社会福祉法人博愛	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	博愛訪問介護事業所	隠岐郡隠岐の島町原田390番地	平成26年4月1日
社会福祉法人博愛	共同生活援助	共同生活援助事業所さぼう	隠岐郡隠岐の島町都万2582-1	平成26年4月1日
特定非営利活動法人河南はつらつセンター	就労継続支援B型	ワークケアはつらつ	出雲市湖陵町三部610番地	平成26年5月1日
合同会社エコカレッジ	就労継続支援A型	就労継続支援事業所エコカレッジ	雲南市大東町飯田36-12	平成26年5月1日
社会福祉法人はびねす福祉会	同行援護	益田市障害者福祉センターあゆみの里	益田市横田町2087番地1	平成26年5月1日
合同会社まなぶ堂	就労継続支援A型	New Rice Field	松江市雑賀町153番地	平成26年6月1日
社会福祉法人島根ライトハウス	居宅介護	かんなび園訪問介護事業所	出雲市斐川町上直江1829-1	平成26年7月1日
社会福祉法人よしだ福祉会	居宅介護	社会福祉法人よしだ福祉会ケアポートよしだ	雲南市吉田町深野84番地6	平成26年7月1日
北陽福祉サービス株式会社	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	ちとせやつか訪問介護事業所	松江市八束町波入1933	平成26年8月1日
特定非営利活動法人さくらんぼのお家	就労移行支援 短期入所	さくらんぼのお家	江津市桜江町谷住郷1713番地1	平成26年8月1日
社会福祉法人みずうみ	重度訪問介護	法吉ヘルパーステーション	松江市西法吉町35-20	平成26年8月1日

	行動援護			
有限会社ホットケアセンター	居宅介護 重度訪問介護	介護屋さんぽと	浜田市熱田町705番地1	平成26年9月1日

島根県告示第525号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝口善兵衛

設置者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人博愛	生活介護 就労継続支援B型 短期入所	障がい者支援施設仁万の里	隠岐郡隠岐の島町都万 2582-1	平成26年4月1日

島根県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
隠岐広域連合	共同生活介護 共同生活援助	仁万の里共同生活介護部	隠岐郡隠岐の島町都万 2582-1	平成26年3月31日
特定非営利活動法人ファミリーサポートホーム金太郎の家	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	金太郎の家障がい福祉サービス	出雲市斐川町学頭1463-7	平成26年3月31日
社会福祉法人真和会	就労移行支援	櫻苑	安来市植田町226番地10	平成26年3月31日
株式会社メディカル・ケア西日本	同行援護	こころねヘルパーステーション西津田	松江市西津田三丁目13番3号	平成26年3月31日
社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	隠岐の島町訪問介護事業所	隠岐郡隠岐の島町原田 390-3	平成26年3月31日
特定非営利活動法人松江さくら会	自立訓練（生活訓練）	特定非営利活動法人松江さくら会	松江市嫁島町4-29	平成26年3月31日
社会福祉法人親和会	居宅介護	居宅介護事業所ふたば	出雲市神西沖町2476-1	平成26年3月31日
社会福祉法人希望の里福祉会	共同生活介護	ケアホームきぼう	益田市高津町イ2577-85	平成26年3月31日
医療法人社団正心会	短期入所	医療法人正心会暖暖の家	松江市下東川津町251-1	平成26年3月31日
社会福祉法人さくらの家	共同生活援助	もみじホーム	松江市上乃木九丁目1番26号	平成26年3月31日

社会福祉法人しらゆり会	共同生活援助	互助の館	松江市東津田町1324-1	平成26年3月31日
医療法人社団正心会	共同生活援助	暖暖の家	松江市下東川津町251-1	平成26年3月31日
社会福祉法人山陰家庭学院	共同生活援助	ひまわりの家	松江市西川津町2698-7	平成26年3月31日
社会福祉法人千鳥福祉会	共同生活援助	千鳥福祉会つばきの里	松江市西川津町336-1	平成26年3月31日
社会福祉法人上口福祉会	共同生活援助	サポートセンターまがたま荘	松江市玉湯町玉造918-7	平成26年3月31日
特定非営利活動法人こころ	共同生活援助	きたほりハウス	松江市古志原6-12-42	平成26年3月31日
医療法人青葉会	共同生活援助	あおば	松江市上乃木1-2-12	平成26年3月31日
社会福祉法人若幸会	共同生活援助	一体型指定共同生活介護事業所等わこう苑	松江市東出雲町下意東3148番地1	平成26年3月31日
社会福祉法人せんだん会	共同生活援助	あおぞら	安来市飯梨町615-1	平成26年3月31日
社会福祉法人若幸会	共同生活援助	ワコウホーム	松江市東出雲町下意東3151番地3	平成26年3月31日
社会福祉法人若幸会	共同生活援助	わこう寮	松江市東出雲町下意東3151番地3	平成26年3月31日
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	共同生活援助	きすきひまわりの家	雲南市木次町東日登356番地16	平成26年3月31日
社会福祉法人雲南広域福祉会	共同生活援助	一体型グループホームケアホームレインボーハイツ	雲南市三刀屋町古城45番地6	平成26年3月31日
株式会社あゆみ	共同生活援助	あゆみの里	飯石郡飯南町頓原1070番地	平成26年3月31日
社会福祉法人若草福祉会	共同生活援助	ケアホームはまなす	出雲市島村町523	平成26年3月31日
社会福祉法人親和会	共同生活援助	ふたばホーム	出雲市神西沖町2476-1	平成26年3月31日
社会福祉法人ぼてとほうす	共同生活援助	就労継続支援事業所ぼてとほうす	出雲市平野町1183	平成26年3月31日
特定非営利活動法人IZUMO自立支援センター	共同生活援助	共同生活事業所つばめ	出雲市大津新崎町二丁目4番地1	平成26年3月31日
医療法人かんど会	共同生活援助	ハートフルホームかんど	出雲市西新町二丁目2456-13	平成26年3月31日
社会福祉法人喜和会	共同生活援助	共同生活介護共同生活援助事業所太陽の里	出雲市斐川町名島90番地	平成26年3月31日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	共同生活援助	グループホーム・ケアホーム清風園	大田市川合町吉永1025	平成26年3月31日

社会福祉法人昇陽会	共同生活援助	グループホーム・ケアホームすぎな寮	大田市大田町吉永1453-15	平成26年3月31日
社会福祉法人おおなん福祉会	共同生活援助	ハートホーム	邑智郡邑南町鱒淵3298-2	平成26年3月31日
社会福祉法人わかば会	共同生活援助	サポートハウスわかば	邑智郡美郷町粕淵146-1	平成26年3月31日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	共同生活援助	グループホーム・ケアホーム緑風園	邑智郡邑南町中野2384	平成26年3月31日
社会福祉法人邑智福祉振興会	共同生活援助	愛香園ホームサポート	邑智郡邑南町中野3594-21	平成26年3月31日
社会福祉法人いわみ福祉会	共同生活援助	サポートセンターふかふか	浜田市殿町103-1	平成26年3月31日
社会医療法人清和会	共同生活援助	共同生活援助・共同生活介護事業所「港夢」	浜田市港町285-1	平成26年3月31日
社会福祉法人希望の里福祉会	共同生活援助	ポケットプラザ	益田市乙吉町イ110-1	平成26年3月31日
社会福祉法人はびねす福祉会	共同生活援助	益田市障害者福祉センターあゆみの里	益田市横田町2087番地1	平成26年3月31日
医療法人正光会	共同生活援助	グループホーム光ヶ丘	益田市高津町イ2354-5	平成26年3月31日
特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	共同生活援助	グループホームあおい	鹿足郡吉賀町立河内106-2	平成26年3月31日
特定非営利活動法人だんだん	共同生活援助	あまの里	隠岐郡海士町大字海士1470番地1	平成26年3月31日
社会福祉法人シオンの園	共同生活援助	ハイツ・シオン	隠岐郡西ノ島町大字別府149-5	平成26年3月31日
社会福祉法人博愛	共同生活援助	みんなの作業所	隠岐郡隠岐の島町岬町中ノ津四302	平成26年3月31日
株式会社江友	就労継続支援B型	株式会社江友白濁事業所	松江市灘町139-12	平成26年5月31日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	同行援護	C S いずも訪問介護事業所	出雲市今市町北本町5-5-37	平成26年8月1日

島根県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
社会福祉法人よこた福祉会	障害者支援施設コスモス	仁多郡奥出雲町稲原57番地6	平成26年3月31日

隠岐広域連合	障がい者支援施設仁万の里	隠岐郡隠岐の島町都万 2582-1	平成26年3月31日
--------	--------------	----------------------	------------

島根県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	地域移行支援	松江社協指定一般相談支援事業所	松江市千鳥町70番地	平成26年4月1日
社会福祉法人若幸会	地域移行支援 地域定着支援	相談支援センターわこう	松江市東出雲町下意東 3148番地1	平成26年4月1日
社会福祉法人山陰家庭学院	地域移行支援 地域定着支援	みのりの家	松江市西川津町2547	平成26年4月1日
社会福祉法人しらゆり会	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所ねくすと	松江市山代町934-10	平成26年4月1日
医療法人エスポアール出雲クリニック	地域移行支援 地域定着支援	指定特定相談支援事業所フライエ	出雲市小山町362-1	平成26年9月1日

島根県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人雲南広域福祉会	地域移行支援 地域定着支援	指定相談支援事業所そよかぜ館別館	雲南市三刀屋町古城45番地6	平成26年3月31日

島根県告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝口善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
こころの診療所 細田クリニック	松江市田和山町112	精神通院医療	平成26年9月1日
益田駅前クリニック	益田市乙吉町イ89-10 日興ビル2F	精神通院医療	平成26年9月6日

島根県告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
有限会社大谷仁成堂薬局あけぼの店	大谷仁成堂薬局あけぼの店	益田市あけぼの本町10-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年8月1日
有限会社大谷仁成堂薬局乙吉店	大谷仁成堂薬局乙吉店	益田市乙吉町イ322-10	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年8月1日
有限会社大谷仁成堂薬局松ヶ丘店	大谷仁成堂薬局松ヶ丘店	益田市高津四丁目24-8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年8月1日
有限会社大谷仁成堂薬局高津店	大谷仁成堂薬局高津店	益田市高津八丁目5-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年8月1日

島根県告示第532号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成26年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成26年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11343130843	茂勝華（全和黑原5781）	肉用牛 黒毛和種	2級
11344080659	千隆（全和島黒5782）	肉用牛 黒毛和種	2級
11346929505	弦福照（2013子島黒1130666）	肉用牛 黒毛和種	2級
11350842494	恵星（全和2013島黒1131399）	肉用牛 黒毛和種	2級
10859358468	2松永1975（全和2013島黒1131187）	肉用牛 黒毛和種	2級
11346284819	茂国桜（全和2013島黒1132287）	肉用牛 黒毛和種	2級

島根県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

中村 彰男 松江市鹿島町北講武967番地
桑谷 吉雄 松江市鹿島町上講武344番地
石倉 徳章 松江市八雲町東岩坂1434番地
石倉 聡 松江市八雲町西岩坂1268番地
永瀬 利彦 松江市玉湯町玉造1033番地 2
春木 薫 松江市玉湯町大谷401番地 3
三島 進 松江市宍道町佐々布342番地
小谷 昌純 松江市宍道町東来待1958番地
宮廻 美範 松江市東出雲町揖屋1337番地
周藤 光 松江市東出雲町出雲郷1707番地
大西 求 松江市美保関町千酌402番地

2 就任年月日

平成26年 6月24日

島根県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成26年 9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市弥栄土地改良区

1 退任した清算人の氏名及び住所

田野島正徳 浜田市弥栄町三里口292番地
小笹 忠重 浜田市弥栄町栃木563番地
栗栖 一雄 浜田市弥栄町木都賀イ1266番地
阿郷 久 浜田市弥栄町大坪675番地 4
野村 一男 浜田市弥栄町野坂505番地
牛尾 友幸 浜田市弥栄町小坂190番地 1

2 退任年月日

平成26年 6月30日

島根県告示第535号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市長見町1028-15、1028-21から1028-23まで、1029-17、1029-19（次の図に示す部分に限る。）、1029-27
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第536号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市長見町1028-20
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第537号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年9月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市伯太町赤屋756-22
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

次の証票は、紛失年月日以降無効とする。

平成26年 9 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

証票の種類	交付年月日	交付番号	所 属	紛失年月日
徴税吏員証	平成25年 4 月 1 日	第1936号	東部県民センター	平成26年 9 月 1 日
検税吏員証	平成25年 4 月 1 日	第2456号	東部県民センター	平成26年 9 月 1 日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 9 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

2 作業期間

平成26年 9 月16日から同年11月26日まで

3 作業地域

浜田市、益田市、大田市、江津市、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市宇竜谷土地区画整理組合理事長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年 9 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量図作成）

2 作業期間

平成26年 9 月18日から同月30日まで

3 作業地域

松江市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年 9 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（数値撮影、写真地図作成）

2 作業期間

平成26年 9 月20日から平成27年 1 月30日まで

3 作業地域

益田市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成26年7月31日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年 9 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

2 作業期間

平成26年 2 月25日から同年 7 月31日まで

3 作業地域

益田市中島町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年 9 月19日

島根県警察本部長 福 田 正 信

1 入札の内容

(1) 入札の件名

運転免許証作成システムの賃貸借及び保守業務委託並びに導入業務委託並びに I C カード基体等免許証作成用消耗品調達

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借（保守業務を含む。）期間

平成27年 3 月 1 日から平成32年 2 月29日まで

(4) 導入業務委託期間

契約の日から平成27年 2 月28日まで

(5) 消耗品調達契約納入期限

平成27年 2 月20日まで

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税（平成27年 9 月分まで 8 パーセント、平成27年10月分から10パーセントの税率）に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (5) システムが確保でき、履行能力があると認められる者であること。
- (6) 本公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)から(4)までの要件を満たす者であること。
- (7) 保守業務について、自らが行うか又は保守業者が確保できること。
- (8) 島根県税を滞納していない者であること。
- (9) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (10) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線2241、2242
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成26年9月19日（金）から同年10月28日（火）までの間、(1)の場所において交付する。交付時間は、日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。
- (3) 入札説明会
行わない。
- (4) 郵送による入札書の提出期限
平成26年11月7日（金）正午までに到着していること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年11月7日（金） 午後2時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室
ウ 開札 即時開札
なお、ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of tender : The lease contract of a driver's license creation system device

(2) Bid tendering Date : November 7, 2014, 2 : 00 p.m. (It is necessary to reach for mail by noon November 7, 2014)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

教 育 委 員 会 公 告

平成27年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成26年9月19日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

1 目的

この選考試験は、平成27年度島根県立学校の教育職員（実習助手）の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、募集種別、職務の概要及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	採用予定人員
実習助手	一 般	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	2名程度
	工 業	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	2名程度
	水 産	水産の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	1名程度

(注) (1) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(2) 勤務場所は、島根県内の県立学校（高等学校・特別支援学校）です。

(3) 採用後は全県的な異動があります。

※身体障がい者を対象とした選考

募集種別「一般」について、身体障害者手帳の交付を受けその障がいの程度が1級から6級までの者で、自力での通勤が可能であり、介助者なしで実習助手としての職務の遂行が可能な者を対象に選考を行います。採用予定人員は上表とは別に若干名です。

3 出願資格

- (1) 昭和45年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事由に該当しない者

4 出願手続

- (1) 出願期間 平成26年9月22日（月）から同年10月3日（金）まで
 - ア 封筒の表に「教育職員選考試験願書在中」と朱書してください。
 - イ 持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとします（祝日は除く。）。ウ 郵送の場合は、平成26年10月3日（金）の消印があるものまで有効とします。
- (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課
- (3) 受験票は、10月15日（水）以降に郵送します。受験票が10月22日（水）までに届かない場合は、島根県教育庁学校企画課に照会してください。

5 提出書類

(1) 平成27年度島根県教育職員 （実習助手）採用候補者選考試 験願書	様式1に記入すること。 ※必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。	1部
(2) 自己アピール	様式2に記入すること。	1部
(3) 連絡用封筒	封筒角形2号（33.2センチメートル×24.0センチメートル）に365円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名（「様」をつける。）を明記すること。封筒の口には両面テープを貼ること。	2部
(4) 身体障害者手帳の写し	「身体障がい者を対象とした選考」を志願する者のみ提出すること。	1部

（注） 受験票用の写真について 願書受付け後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日に必ず持参してください。

6 選考試験

(1) 試験日及び会場

期日 平成26年10月25日（土）、26日（日）

会場 島根県教育センター 松江市内中原町255-1

島根県立松江工業高等学校 松江市古志原四丁目1-10

（連絡先）島根県教育庁学校企画課 TEL：0852-22-6608

(2) 試験内容

ア 実習助手（一般）受験者

一般教養試験、面接試験、実技試験①（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理）、実技試験②（理科実験に関する実技試験）

イ 実習助手（工業）受験者

一般教養試験、面接試験、実技試験①（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理）、実技試験②（工業実習に関する実技試験）、専門教養試験

ウ 実習助手（水産）受験者

一般教養試験、面接試験、実技試験①（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理）、実技試験②（水産実習に関する実技試験）、専門教養試験

エ 実習助手（一般：身体障がい者を対象とする選考）受験者

一般教養試験、面接試験、実技試験（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理）

※詳しくは、受験票送付の際に通知します。

(3) 選考結果の通知

平成26年11月19日（水）午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。あわせて学校企画課ホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>）に掲載します。選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとの成績を3段階で情報提供します。

7 採用候補者名簿登載等

(1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、平成27年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。

(2) 実習助手の名簿登載等について

ア 名簿に登載された種別と異なる種別で配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。

イ 名簿登載され県立学校に配置後、登載された種別と異なる種別に異動してもらうことがあります。

(3) 実習助手の選考に当たっては、募集種別に関連する高等学校教諭普通免許状を所有していることを考慮します。

(4) 名簿登載有効期間は、登載された日から平成28年4月1日までとします。

(5) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。

(6) 名簿登載者には健康診断書の提出を求めます。

8 その他

(1) 問合せ先 島根県教育庁学校企画課 TEL：0852-22-6608

(2) 提出書類については、一切返却しません。

(3) 車椅子の使用等、受験上の配慮については、後日担当者が連絡し確認をします。

(4) 給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

	高校卒（満18歳）	短大卒（満20歳）	大学卒（満22歳）
初任給（円）	148,532	166,000	188,959

（平成26年4月1日現在）

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

正 誤

平成23年3月31日付け島根県報号外第75号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤		正	
6	上から8	149	7,000	149	7,100